

配水減圧弁の水圧データ提供等業務
入札説明書

令和4年4月

神戸市水道局

< 入札説明書別添資料 >

別添資料 1 要求水準書

別添資料 2 落札者決定基準

別添資料 3 提出書類作成要領及び様式集

別添資料 4 委託契約書（案）

1. 入札説明書の定義

この「配水減圧弁の水圧データ提供等業務 入札説明書」(以下「入札説明書」という。)では、神戸市水道局(以下「市」という。)が配水減圧弁の水圧データ提供等業務を実施するにあたり、入札に参加を希望する者(以下、「入札参加希望者」という。)を対象に配布するものである。

なお、本入札説明書に添付されている、「要求水準書」、「落札者決定基準」、「提出書類作成要領及び様式集」、「委託契約書(案)」は、入札説明書と一体のもの(以下、これらを「入札説明書等」という。)とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名称

配水減圧弁の水圧データ提供等業務

(2) 業務目的

本業務は、現在、市が実施している減圧弁の水圧データ管理業務において、業務受託者(以下「事業者」という。)が、記録計室等に必要な水圧測定機器(以下「機器」という。)を設置し、減圧弁2次側の水圧データを遠隔で提供することで、市が別途実施する減圧弁の維持管理業務の高度化、省力化を図るものである。

(3) 業務の範囲

事業者が実施する対象業務は、以下のとおりである。

- ① 機器開発・製作業務
- ② 電波調査業務
- ③ 機器設置業務
- ④ アプリケーション等開発又は設定業務
- ⑤ 水圧データ提供業務
- ⑥ 機器・アプリケーション等の保守管理業務
- ⑦ 市からの問い合わせ対応業務
- ⑧ 報告書作成業務

(4) 業務スケジュール(予定)

契約締結日	令和4年7月下旬
製作・設置期間	令和4年7月下旬～令和5年3月31日
運用管理期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日

3. 応募条件等

(1) 入札参加者の入札参加資格要件

入札参加者は、次のいずれにも該当しない者とする。

- ア 市の指名停止処分を受けている者。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び同条第 6 号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者。
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- エ 旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続きの開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者は除く。
- オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続きの開始の申立てをしている者又は申立てを成されている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- カ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同第 2 項の規定による通告がなされている者。
- キ 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。

また、入札参加者は、以下の資格を有している者でなければならない。

- ア 令和 4・5 年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- イ 上下水道事業等の地下埋設施設に係る業務において無線技術を活用した類似の実績を有すること。

(2) 入札参加表明書等の受付日以降の取扱い

入札参加資格を有すると認められた入札参加者が、入札参加表明書等の受付日以降に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は次のとおりとする。

- ア 入札参加表明書等の受付日から落札者決定日までの間に、入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、原則として失格とする。
- イ 落札者決定日から委託契約締結日までの間に、入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、市は事業契約を締結しないものとし、これにより入札参加者が被る損害等について市は一切責を負わないこととする。

(3) 応募に関する留意事項

① 入札説明書等の承諾

入札参加者は、提案書類等の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したことをとする。

② 費用負担

入札の参加に関し必要な費用は、入札参加者の負担とする。

③ 提出書類の取扱い

ア 著作権

提出書類の著作権は、入札参加者に帰属することとする。ただし、市は本業務の公表時及びその他市が必要と判断した場合には、入札参加者の同意により無償で使用できることとする。また、落札者以外の提案については、本事業の公表以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

④ 市からの提示資料の取扱い

入札参加者は、市が提供する資料について、本入札参加検討以外の目的で使用してはならない。

⑤ 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

⑥ 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え及び再提出は、市から指示する場合を除き認めない。

(4) 選定方法及びスケジュールについて

① 事業者選定に関する基本的な考え方

本業務は、これまで市が行っていた配水減圧弁下流の水圧データ回収業務にかわり、事業者が必要な装置を開発・設置し、水圧データの回収・提供に加え、監視用のアプリケーション開発、運用に関連する全ての業務の実施を求めるものである。業務期間も長期間にわたることから、事業者には、本業務を確実に遂行できる総合的な能力が求められる。

したがって、事業者の選定にあたっては、透明性・公平性及び競争性の確保に配慮した上で、本事業に係る価格及び提案内容等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2（昭和22年政令第16号））により事業者を選定する予定である。

② 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定に関するスケジュールは、以下のとおりである。

ア	入札説明書等の公表	令和4年4月中旬
イ	入札説明書等に関する質疑回答	令和4年5月下旬
ウ	資格審査書類の受付締切	令和4年6月上旬
エ	資格審査結果の通知	令和4年6月上旬
オ	提案書類の提出	令和4年6月下旬
カ	非価格要素及び価格要素の審査	令和4年7月中旬
キ	総合評価の実施	令和4年7月中旬
ク	落札者の決定	令和4年7月下旬
ケ	業務契約の締結	令和4年7月下旬

(5) 応募手続等

① 入札公告及び入札説明書等の公表

市は、入札公告と同時に、市のホームページにおいて入札説明書等を公表する。

② 入札説明書等に関する質問の受付、質問及び回答の公表

入札説明書等に記載された内容に関する意見・質問を次の要領で受け付ける。なお、これ以外による意見・質問の提出は無効とする。

- | | | |
|---|------|---|
| ア | 受付期間 | 令和4年4月19日(火)～27日(水)午後5時まで |
| イ | 受付方法 | 質問の内容を簡潔にまとめ、質問書(様式1-1)に記入し社印を押印して提出すること。また記入したデータも必ず提出することとし、使用する様式のファイル形式(Microsoft Excel形式)は変更しないこと。 |
| ウ | 提出方法 | 郵送及び電子メール。なお、郵送の受付は、受付期間内の必着に限るものとし、受付期間を超過した質問については受け付けない。 |
| エ | 提出場所 | 「6.(2)入札説明書等に関する問い合わせ先」記載の連絡先を参照のこと。 |
| オ | 回答方法 | 令和4年5月26日(木)に市ホームページで公表する。なお、質問者名は公表しないこととする。 |

③ 入札参加表明書等の受付

本事業への入札参加希望者は、入札参加表明書の受付に併せて、参加資格を満たすことを証明するための書類を提出し、参加資格の有無について市の確認を受けなければならない。

なお、提出する書類の詳細は様式集を参照すること。

- | | | |
|---|------|--|
| ア | 受付期間 | 令和4年5月27日(金)～6月3日(金)午後5時まで |
| イ | 受付方法 | 持参により提出すること。
なお、表には「配水減圧弁の水圧データ提供等業務に係る入札参加表明書等在中」と朱書きすること。 |
| ウ | 提出場所 | 「6.(2)入札説明書等に関する問い合わせ先」記載の連絡先を参照のこと。 |
| エ | 提出部数 | 正本1部及び副本1部を提出すること。 |

④ 資格審査結果通知書の発送

市は、資格審査として、参加資格確認基準日（参加資格確認通知日）をもって、入札参加希望者から提出された資格確認申請書類により参加資格の有無について確認を行う。資格審査の結果、入札参加資格を満たす入札参加希望者（以下「資格審査通過者」という。）及び入札参加資格がないと認められた入札参加希望者に対して、資格審査結果通知書を送付する。

市は、資格審査を行った結果を令和4年6月10日（金）に入札参加希望者に通知する。なお、資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた入札参加希望者は、通知を受けた日から7日以内に、市に対してその理由について書面により説明を求められることができる。市は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

⑤ 入札書等及び事業提案書等の受付

入札参加者は、次により「入札書」及び「入札金額内訳書」（様式集 様式4-1～4-2）等（以下「入札書等」という。）、入札書等を除く本事業に関する事業計画の内容を記載した事業提案書及びその他関連書類等（以下「事業提案書等」という。）を次の要領により市に提出すること。入札書等及び事業提案書等の作成方法については、様式集に従うこと。

なお、入札参加者から提出された入札書等及び事業提案書等に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して個別ヒアリングを行って確認する場合がある。また、入札参加者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等は、事業提案書等における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

ア 受付期間 令和4年6月27日（月）～令和4年6月30日（木）

イ 提出方法 持参により提出すること。

入札書等は、外部から内容が見えない荷姿とし、表には「配水減圧弁の水圧データ提供等業務に係る入札書等在中」と朱書きのうえ、入札書に押印した印鑑と同じ封印をし、提出すること。

ウ 提出先 「第6.（2）入札説明書等に関する問い合わせ先」記載の連絡先を参照のこと。

エ 提出部数 入札書等は1部提出すること。事業提案書等は正本1部及び副本6部を提出すること。なお、正本は別添資料も含めて入札参加者がわかるように記載し、副本は正本から入札参加者名及び入札参加者名を類推できる表現・ロゴ等を外したものとする。また、電子データについては、正本1部及び副本2部とする。（入札書等の電子データの提出は開札後に提出すること）

⑥ 落札者の決定

入札書の入札価格の確認は、以下の確認日時に、原則として、入札参加者又はその代理人の立会の上、行うこととする。なお、当該入札では、入札参加者の入札価格が予定価格を超えていないことを確認し、予定価格を超えている場合は、その入札参加者は失格とする。この際に、入札価格の確認の場で入札参加者の入札価格の公表は行わない。

ア 確認日時 令和4年7月下旬（※詳細な日程、時間は、資格審査結果と合わせ通知する。但し、資格審査通過者に限る。）

(6) 入札にあたっての留意事項

① 一般的注意事項

- ア 入札価格の確認時刻に遅れたときは、入札に参加できない。
- イ 入札には身分を証明できるものを携帯の上、代表者のみが参加すること。なお、代理人の場合には、「委任状（代理人）」（様式集 様式 4-3～4-4）を合わせて持参すること。
- ウ 入札にあたっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」に違反する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置を取る。

② 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加表明書等提出後、入札日までに不渡手形又は不渡小切手を出した入札参加者が行った入札
- イ 入札参加表明書等に記載された代表企業の代表者以外の者が行った入札
- ウ 参加資格のない者又は資格確認通知書を受理しなかった者の入札
- エ 委任状が提出されていない代理人の入札
- オ 2人以上の者が同一の者の代理をした入札
- カ 入札者が他の入札者の代理をした入札
- キ 入札者が談合した入札
- ク 記名押印を欠いた入札
- ケ 入札金額を訂正した入札
- コ 入札金額又は特定事業名を欠いた、又は確認しがたい入札
- サ 誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札
- シ 電子メール及び電話による入札
- ス その他入札に関する条件に違反した、又は市の指示に従わなかった者の入札

③ 予定価格

予定価格及び年度ごとの支払い上限額は以下のとおりとする。市の算定根拠は公表しない。

予定価格	241,481,000 円
令和 4 年度支払い上限額	125,081,000 円
令和 5 年度支払い上限額	23,280,000 円
令和 6 年度支払い上限額	23,280,000 円
令和 7 年度支払い上限額	23,280,000 円
令和 8 年度支払い上限額	23,280,000 円
令和 9 年度支払い上限額	23,280,000 円

(消費税 10%を含む。)

④ 入札辞退に関する提出書類

資格審査通過者が入札を辞退する場合は、「入札辞退届」（様式集 様式 3-5）を提出すること。

- ア 提出方法 持参により提出すること

- イ 提出先 「6. (2) 入札説明書等に関する問い合わせ先」記載の連絡先を参照のこと。

4. 落札者の選定

(1) 落札者の選定方法

本業務の落札者の選定は、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2）によることとする。

(2) 事業者選定評価委員会の設置

市は、事業者提案の審査に際して、市職員により構成する配水減圧弁の水圧データ提供等業務 事業者選定評価委員会（以下「事業者選定評価委員会」という。）を設置し、提案内容の評価に関して委員の意見を聴取する。

なお、委員は次のとおり。

委員名（敬称略）	所属・役職等
坂田 昭典	水道局浄水統括事務所長
伊賀 正師	水道局配水課長
永里 忠裕	水道局東部センター所長
木下 聡	水道局担当課長（設備担当）
横田 昌弘	水道局経営企画課長

なお、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業の落札者決定までの間において、本事業に関して、委員に面談を求めたり、自社の PR 資料を提出したりすること等によって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけることを禁じる。また、事業者選定評価委員会の動向等について聴取することも禁じる。

これらの禁止事項に抵触したと市及び事業者選定評価委員会が判断した場合には、当該入札参加者は本事業への入札参加資格を失う場合がある。

(3) 審査の内容

市は、あらかじめ設定した落札者決定基準に基づき、入札価格を基に評価する定量的評価と、提案内容を基に評価する定性的評価とを実施し、事業提案書等の内容について総合的に審査を行うこととする。なお、定性的評価に際しては、事業者選定評価委員会で委員の評価を経て、その評価を基に市が取りまとめることとする。

また、審査の過程において入札参加者に対するヒアリングを実施する。ヒアリングの詳細（実施日時、場所等）については、別途、入札参加者の代表企業に対して通知を行う予定である。

なお、落札者を選定するまでの間に、入札参加者の構成企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には選定しない。

(4) 審査項目

審査項目は、別添資料 2 「落札者決定基準」を参照すること。

(5) 落札者の決定

市は、提案内容を総合的に審査の上、最も優れた提案を行った入札参加者を落札者として決定する。また、落札者決定後、速やかに当該入札参加者に対して決定された旨を通知する。

(6) 審査結果及び評価公表

市は、審査の結果及び評価について、以下の事項を市ホームページを通じて公表する。

① 落札者の公表

市が落札者を決定した場合は、全ての入札参加者に対して当該入札参加者の合否を書面にて通知するとともに、審査の結果を市ホームページを通じて公表する。

② 落札の無効

神戸市水道局契約規程第14条に定めるもののほか、入札参加資格確認申請書兼誓約書及びその他の提出書類に虚偽の記載をした者が落札した場合には、その落札は無効とする。

③ 審査講評の公表

市は、落札者決定後に審査の経緯及び審査結果を記載した審査講評を公表する。

(7) 事務局

落札者選定に係る事務局は、次のとおりとする。

神戸市水道局配水課

5. 契約の考え方

(1) 事業契約の概要

業務契約は、委託契約書（案）及び事業提案書等の内容に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき機器開発・製作業務、電波調査業務、機器設置業務、アプリケーション等開発業務、水圧データ提供業務、機器・アプリケーション等の保守管理業務、市からの問い合わせ対応業務、報告書作成業務に関する業務内容や金額、支払方法等を定める。

(2) 入札金額と契約金額

落札者が提案した入札金額（落札金額）に消費税及び地方消費税を乗じて得た額を契約金額とする。

6. その他

(1) 情報公開及び情報提供

市は、本事業の入札に関する情報提供を、市ホームページを通じて適宜行う場合がある。

(2) 入札説明書等に関する問い合わせ先

担当部局	神戸市水道局配水課
郵便番号	〒650-8570
住 所	神戸市中央区加納町6丁目5番1号（市役所4号館7階）
電 話	078-322-5899
F A X	078-322-6178
H P	https://kobe-wb.jp/news/202204/
電子メール	haisuisyomu@office.city.kobe.lg.jp